

年金広報

2013.10.15
October

Vol.7
(通巻 652 号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-10-2
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086
<http://kurassist.jp>
E-mail: info@kurassist.jp

[contents]

2 平成25年10月分からの 年金額の改定について

平成24年の法律改正で特例水準が段階的に解消されることになり、平成25年10月以後に支払われる年金額は、4月から9月までの額からマイナス1.0%となった。

3 健康保険法施行規則及び国民年金法 施行規則の一部を改正する省令の施行

健康保険の被扶養者に関する届出および国民年金の第3号被保険者に関する届出の一部について、現行の方法に加えて、届書の記載事項を記録したCD、DVD等の送付による届出方法も可能とされることとなった。

5 ~ 6 クローズアップ年金事務所 長崎北 年金事務所

地理的に離れた自治体を管轄する苦勞が多いが、離れているからこそ連携を密にして「お客様に損をさせない」対応を心がけている長崎北年金事務所を取材した。

7 ~ 8 ねんきん最前線・ 市区町村 VOICW 神奈川県 小田原市

「3つの目標」と「3つの接客姿勢」を掲げてお客様対応にあたる神奈川県小田原市福祉健康部保険課国民年金係を取材した。

Topics

平成26年4月から消費税率8%に引上げ

安倍総理大臣は、10月1日の記者会見で、平成26年4月から消費税率を現行の5%から8%へ3%引き上げることを選定した。

以下、安倍総理の記者会見の要旨を紹介する。

半世紀ほど前の10月1日、東海道新幹線が開業した。その10日後、東京オリンピックが開会した。その少し前、国民皆保険、皆年金が実現した。今に続く世界に冠たる社会保障制度の礎が築かれた時代である。

それから半世紀、日本経済は、オイルショック、バブル、バブルの崩壊を経験し、そして、15年以上続いた長い長いデフレを経験した。この間、国民所得は大きく減ってしまった。こうしたなか、毎年、増えゆく社会保障費をどう賄うか。それが大きな課題となっている。

同時に、デフレから脱却をし、再び成長軌道を取り戻すことなしには、将来に向けた真に安定した社会保障制度はつくりえない。半世紀前のこの日のように、わが国経済が再び希望と活力、成長への自信を取り戻す。そして、国の信認を維持し、社会保障制度を次世代にしっかりと引き渡す。これらを同時に進

めていくこと、これが私の内閣に与えられた責任である。

本日、私は、消費税率を法律で定められたとおり、現行の5%から8%に3%引き上げる決断をした。社会保障を安定させ、厳しい財政を再建するために、財源の確保は待ったなしである。

ただし、直近のデータによれば、民間給与はわずかに上昇傾向に転じたが、景気回復の実感はいまだ全国津々浦々までには波及してはいない。このなかで増税を行えば、消費は落ち込み、日本経済はデフレと景気低迷の深い谷へと逆戻りしてしまわないか。結局、財政規律も社会保障の安定も悪い方向へと行きはしまいか。最後の最後まで考え抜いた。

足元の日本経済はどうか。次元の違う3本の矢の効果で回復の兆しを見せている。15年間にわたるデフレマインドによってもたらされた日本経済の縮みマインドは変化しつつある。そうであれば、大胆な経済対策を果敢に実行し、この景気回復のチャンスをもっと確実にものにすることにより、経済再生と財政健全化は両立し得る。これが熟慮したうえで私の結論であ

る。

消費税率の引上げによって、東日本大震災の復旧・復興に支障が生じることはあってはならない。新たな経済対策を12月上旬に策定し、その規模は5兆円規模とする。

消費税の円滑・適正な転嫁も大変重要な課題である。政府一体となって、強力で転嫁対策を実行していく。世界に冠たるわが国の皆年金・皆保険制度、これを次世代にしっかりと引き渡していく。少子化対策、そして女性が輝くための対策は、わが国の未来のため、喫緊の課題である。待機児童の解消をしっかりと実行していく。そのための一体改革である。消費税で安定した財源を確保し、社会保障を維持・強化していく。

消費税収は、社会保障にしか使わない。当然、歳出の無駄は不断に削減し、あわせて、国の信任を維持していく。海外や市場からの信頼が損なわれれば、日本経済と国民生活に深刻な影響が出る。そのような事態を招くわけにはいかない。基礎的財政収支の赤字を2015年度に半減し、2020年度に黒字化するという目標に向けて、大きな一歩を踏み出す。

平成25年10月分からの年金額の改定について

平成25年9月分までの年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっている。平成24年の法律改正で、平成

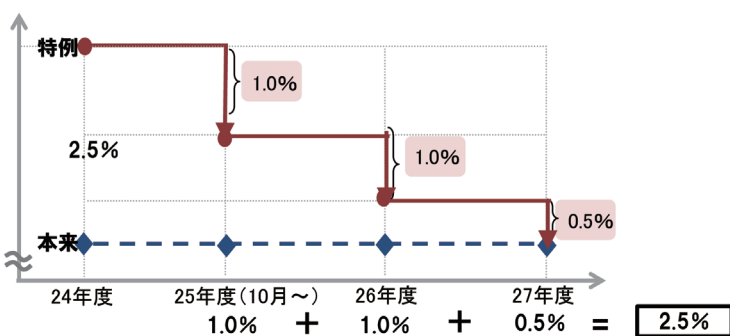
25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなった。

このため、平成25年10月以後に支払われる年金額は、4月から9月までの額から、マイナス

1.0%の改定が行われたものとなる。10月分の年金額は12月の定時支払で11月分と合わせて支給されることになる。

今後の特例水準の解消のスケジュールは、平成26年4月にマイナス1.0%、平成27年4月にマイナス0.5%が予定されている（物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する）。

<概念図> (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



<年金額の推移>

| 年月 | 基礎年金 | 厚生年金 (標準世帯) |
|---------------------|--------------------|-----------------------|
| 平成24年4月～ | 65,541円 | 230,940円 |
| 平成25年10月～ (▲1.0) | 64,875円 (▲666円) | 228,591円 (▲2,349円) |
| 平成26年4月～ (▲1.0) | 64,200円 (▲675円) | 226,216円 (▲2,375円) |
| 平成27年4月～ (▲0.5) | 63,866円 (▲334円) | 225,040円 (▲1,176円) |

※ 仮に物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもの

雇用保険の給付と年金との調整のための届出が原則不要

65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金や繰上げ支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）や特別支給の退職共済年金を受けている人が、雇用保険の給付を受けられるときは、年金の全額または一部が支給停止される。

雇用保険と年金との調整

退職した人の失業給付との調整

ハローワークで求職の申込みをすると、実際に失業給付（雇用保険法の基本手当または船員保険法の失業保険金）を受けたかどうかには関係なく、求職の申込みをした月の翌月から受給が終了するまでの間、加給年金額も含めて年金の全額が支給停止される。

厚生年金保険に加入中の人の高齢雇用継続給付との調整

雇用保険法の高齢雇用継続

基本給付金や高齢再就職給付金または船員保険法の高齢雇用継続基本給付金や高齢再就職給付金雇用保険の高齢雇用継続給付を受けられる月は、在職していることによる厚生年金の支給停止（在職老齢年金による支給停止）に加えて、さらに厚生年金の一部が支給停止される。

届出の原則不要化

これまでは、老齢厚生年金を受け取る人が失業給付等を受けることになった場合には、厚生年金保険法施行規則などの規定によって、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」(以下、支給停止事由該当届)の届出が必要であった。

しかし、平成25年10月1日からは、支給停止事由該当届の届出が原則として不要となった。

ただし、日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出していない場合は、これまでどおり支

給停止事由該当届の提出が必要である。

○支給停止事由該当届の届出が不要となる場合

平成25年10月1日以後に次の①から③のいずれかに該当した場合は、支給停止事由該当届の届出が原則として不要となる。

- ①年金を受け取る権利が発生したとき
- ②ハローワークに求職の申込みをしたとき
- ③高齢雇用継続給付を受けることができるとき

○今後も支給停止事由該当届の届出が必要な場合

上記の①から③のいずれにも該当しない場合には、年金を受け取る権利が発生した日と、求職の申込みをした日または高齢雇用継続給付を受けられるようになった日が、ともに平成25年10月1日より前の場合であ

れば、支給停止事由該当届の届出が必要となる。

○年金請求時に雇用保険被保険者番号を持っていなかった場合

年金を受けるようになったあとにはじめて雇用保険に加入し、その後に求職の申込みをしたときや、高年齢雇用継続給付を受けられるようになったときなどは、そのときに支給停止事由該当届により雇用保険被保険者番号の届出が必要となる。

○支給停止事由該当届の届出について

支給停止事由該当届にハローワークから交付される雇用保険の給付が確認できる書類、具体的には、失業給付の場合は「雇用保険被保険者証」、高年齢雇用継続給付の場合は「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」(いずれもコピー可)を添えて、窓口へ持参するか、郵送等によって、最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに提出しなければならない。

健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行

10月1日、「健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第118号)が公布された。今回の改正の趣旨および概要は、以下のとおりである。

省令改正の趣旨

健康保険の被扶養者に関する届出および国民年金の第3号被保険者に関する届出の一部について、利用者の利便性の向上と行政の事務処理の効率化という観点から、現行の届書の提出または電子申請による方法に加え

て、届書の記載事項を記録したCD、DVD等の送付による届出方法も可能とされることとなった。

省令改正の概要

以下の届出については、CD、DVD等の送付による届出が可能とされる。ただし、①は、厚生労働大臣または健康保険組合が支障がないと認めた場合に限る。

- ①健康保険の被扶養者の届出
- ②国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出
- ③国民年金の第3号被保険者の資格喪失の届出
- ④国民年金の第3号被保険者の死亡の届出
- ⑤国民年金の第3号被保険者の種別変更の届出
- ⑥国民年金の第3号被保険者の配偶者に関する届出

①～⑥の届出は、健康保険の被扶養者または国民年金の第3号被保険者を扶養する人を使用する事業主等を経由して行うものとされているが、CD、DVD等の送付により届出を行う場合には、事業主等は、事業主等の氏名または名称、事業主の名称および所在地、届出の件数を記載した書類を添えなければならないものとされている。

被保険者は、CD、DVD等の送付によって、上記の②から⑥までの届出を行う場合には、記録すべき氏名にふり仮名を付すとともに、届出の年月日を記録しなければならない。

この改正内容は、平成25年10月1日から実施される。

厚生年金基金の解散手続等の要件の緩和

10月1日から、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(法律第63号)

により、厚生年金基金の解散手続の見直しが一部実施されることになった。

まず、従来は厚生年金基金の解散認可申請に際しての理由要件として、設立事業所の経営状況の悪化等が定められていたが、10月1日以後は、この要件が撤廃されることになった。

また、厚生年金基金の解散手続に関する基準として、事業主の同意および加入員の同意は、それぞれ全設立事業所の事業主の4分の3以上の同意および加入員総数の4分の3以上の同意が必要とされていた。これらの要件は、10月1日以後は、それぞれ全設立事業所の事業主の3分の2以上の同意および加入員総数の3分の2以上の同意と緩和されることになった。これとともに、移行手続に関する基準も、従来の4分の3以上の同意から3分の2以上の同意に緩和されることになった。

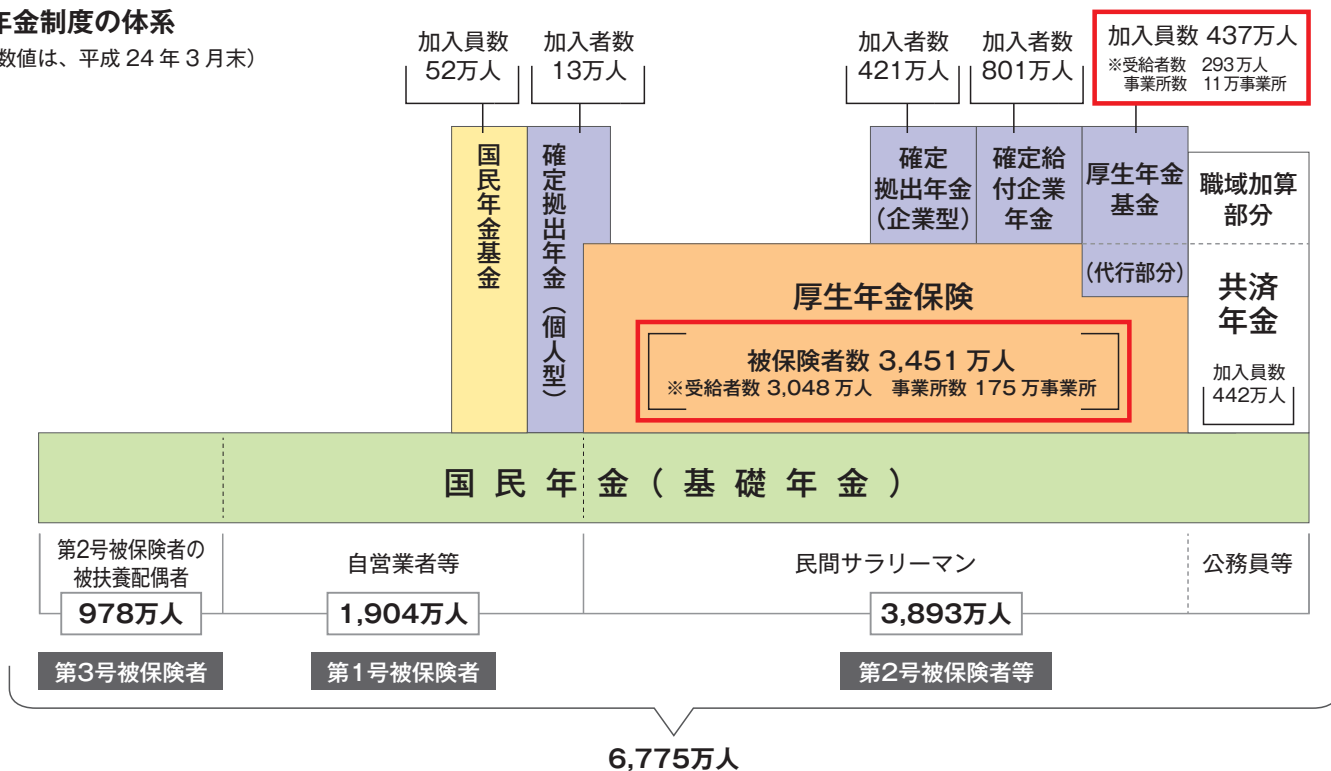
この解散および移行認可に関する手続の改正のほか、特定基金の解散に関する特例および代行返上時の手続等についても、これと同様の要件緩和の措置等がとられている。

今回の改正は、通常解散・特例解散(自主解散)のいずれにも適用される。

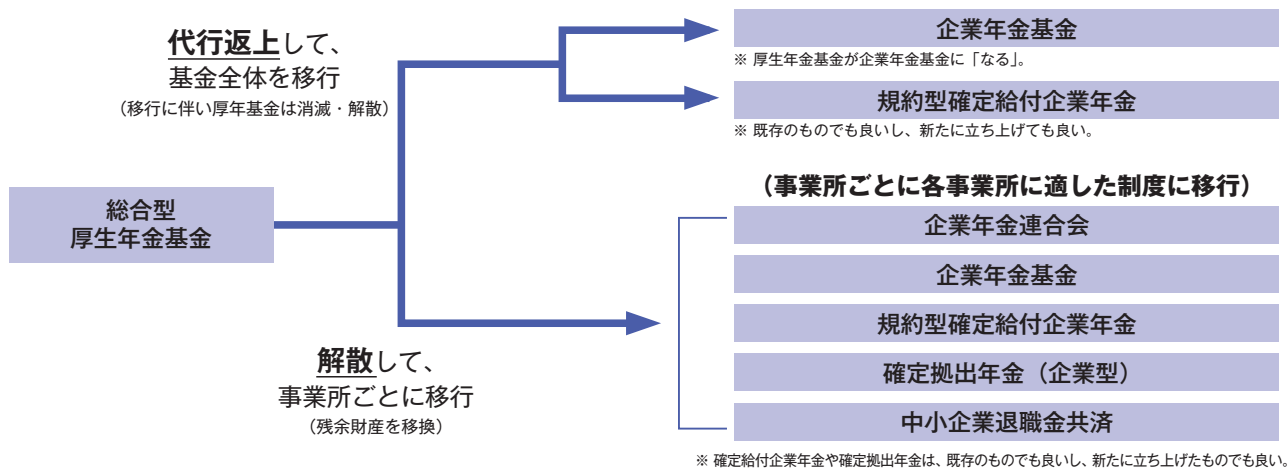
また、改正法の施行日である平成26年4月1日以後は、通常解散・特例解散の場合の代議員会における法定議決要件が3分の2以上の議決に緩和される。さらに、平成26年4月1日以後は、将来返上後に年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組み(代行資産の前納制度の創設)の導入や、事業所間の連帯債務外し、加算金の固定金利化、最長納付期間の15年から30年への延長などの分割納付の特例の見直しが実施される。

年金制度の体系

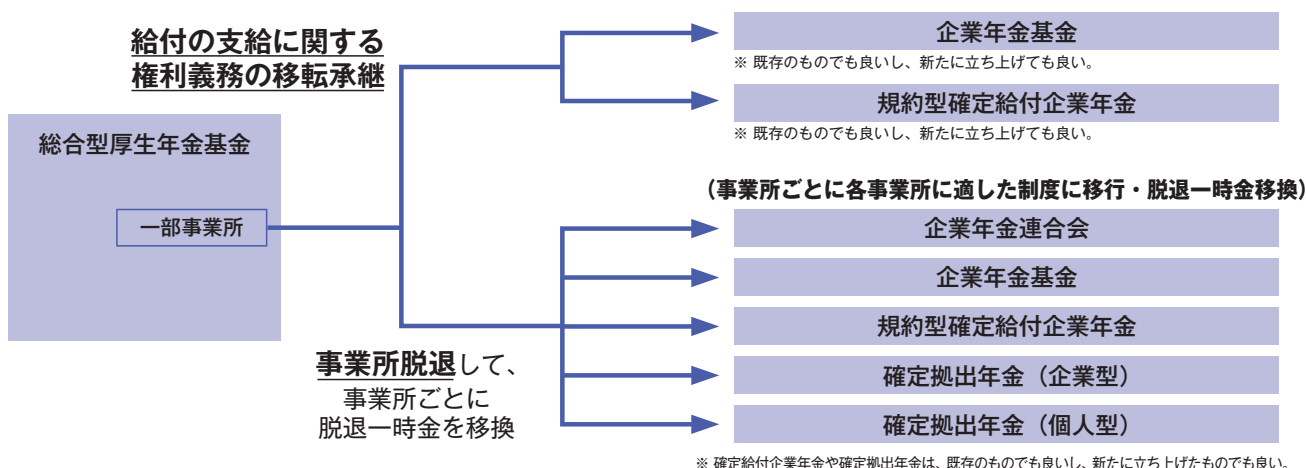
(数値は、平成 24 年 3 月末)



参考 1 総合型厚生年金基金の移行の基本的パターン



参考 2 一部事業所が先行して移行するケース (権利義務承継・事業所脱退ケース)



【クローズアップ年金事務所】

お客様に保険としての損をさせない
笑顔で帰れる、人の温かい事務所

長崎北年金事務所（長崎県）

長崎北年金事務所は、長崎市内を一望できる稲佐山展望台のふもとに位置し、平和公園や原爆資料館のある浦上にもほど近い。管轄地域は、長崎市の北部（国民年金は除く）や、長与町、時津町、西海市のほか、島しょ部の壱岐市、対馬市があり、距離的に遠い自治体を管轄する事務所ならではの苦労がある。お客様に対しては、「保険としての損をさせない」「笑顔で安心して帰っていただけるようにする」を心がけており、働く職員も温かい雰囲気年金事務所だ。

管内自治体には島しょ部も
遠いからこそ連携は密に

長崎北年金事務所の職員は38名で、構成は正職員18名、准職員4名、エルダー職員2名、特定契約職員11名、アシスタント職員3名。事務所内に一步入って思うのは、全体の空気が穏やかで、職員の間にも自然な笑顔がこぼれていることだ。

「そう思っていただけだと、うれしいですね。うちでは、お客様に『ここに問い合わせさせて頂いてよかった』と思ってくれているような、人の温かい年金事務所をめざしているんです」と語るのは高木昭博所長。福岡社会保険事務局国民年金一係長、愛媛県の今治年金事務所長を経て、昨年10月より現職だ。出身の福岡から単身赴任で勤務する。

「長崎はいいところですよ。西に海があるので、夕日が海に真っすぐ落ちる。それがなんともいえない美しさで、しばし見入ってしまうんですよ」。同年金事務所のすぐ裏から登れる、稲



佐山展望台から見る夕日も圧巻。近海の島々やそこにかかる橋、グラバー園や現在復元が進む出島の方角も見渡せる。

同年金事務所の管轄地域は、長崎市北部、長与町、時津町、西海市のほか、壱岐市、対馬市。ただし国民年金に関しては、長崎市すべてを隣の長崎南年金事務所が管轄しており、長崎北年金事務所は「所在地の自治体を管轄していない」という特殊事情を持つ。

なかでも壱岐市、対馬市は島しょ部。距離的には長崎よりも福岡に近い。毎月出張相談等に出かけるが、長崎から壱岐・対馬への交通は飛行機しかなく、天候により飛行機が長崎に戻ってしまったり、福岡に着陸してしまい、博多から夜中にフェリーで出て翌朝現地に到着するということもある。一方、陸続きの西海市も60キロ離れており、車で片道1時間半はかかる。

管轄地域がそれだけ遠いと、「身近な年金事務所」になれるのかと心配になるが、むしろ離れているからこそ、管内自治体との連携は密だという。「お互いに、“連絡をよく取らなければ”とやっていく感じですね。たとえば対馬市の職員の

方々は地元のケーブルテレビで出張相談等の宣伝をしてくださったり。私たちも非常にありがたく思っています」。

窓口対応で心がけているのは「お客様に保険としての損をさせない」ということ。「未納で受給権を得られないとか、本来受け取れる年金が請求のしそこないで損をすることがないよう、水際で止めることが、機構の接客部門である年金事務所の役割だと考えています」。

高校への出前研修は
クイズも使って楽しく

樋口国宏副

所長が力を入れている一つは、地域年金展開事業。昨年は高校生に対する年金制度出前授業を1校で実施。今年度は3校が開催したいと名乗りを上げており、高校3年生を対象に卒業直前の2月に行う予定だ。

「これから社会に出ていくというときにこそ、今後の人生の節目ごとにどういう手続きが必要かを知っておいてほしいと思いまして。『年金手帳は何色で



しょう?』などとクイズ形式で楽しく学べる研修にしたいと思っています」(樋口副所長)。

事業所年金研修も、今年度は年度末にかけて、年金委員がいる職場に対し研修の実施を呼び掛けていく。「今年度は男性の年金支給開始年齢が61歳に引き上げられ、年金事務所に来る方の数が減っているの、いまのうちにPRに努め、来年度61歳になったときの支給に役立つようにしたいと考えています」。

円滑なコミュニケーションで内部と外部の両立を図る

厚生年金適用調査課の職員は、橋口勝彦厚生年金適用調査課長(※この取材直後の今年10月1日より熊本東年金事務に異動)を含め10名。管内の適用事業者数は4,917件(被保険者数68,108人)になる。



適用調査課は、厚生年金の適用という外部業務だけでなく、庶務や契約などの内部業務も担当する。「両者は全く毛並みが違うというか、関連のない業務なので、両立するという点で苦労します。突然内部で機械が故障して、そういうときに限って事業所の方と会う時間と重なったり(苦笑)」(橋口課長)。

一方、内部・外部ともに共通して橋口課長が心がけてきたのは、「コミュニケーションの途絶えない職場づくり」だ。10月からは異動となったが、「新天地でも心機一点、初心にかえって頑張りたいと思います」。

職員の徴収スキルを高める仕組みが必要

厚生年金徴収課の職員は6人。管轄地域の厚生年金の徴収

率は96.37%。中野健二厚生年金徴収課長によると、造船関連業の滞納が多い。「下請けや孫請けなどの事業所が多く、皆さん苦労している。また、対馬だと漁業や真珠・フグの養殖業などが、台風等の天候に左右されて納付が遅れることがあります」。



今後必要に思うのは、徴収スキルの高い職員の育成。「機構では適用・給付業務も含めて異動がある。若いうちはいろいろな仕事を経験するのがいいですが、30代後半から40代以降は、徴収を希望する職員は専任化してスキルを高められるようにすることが必要ではないかと思えます」。

管内自治体と研修会を毎月実施

国民年金課の職員は、川平永基国民年金課長を含め8名。心がけているのは、きめ細かなお客様対応だ。「こちらから送付する文書についても、必ず事跡を登録しています」(川平課長)。



管内の国民年金の納付率は54%。特に島しょ部で低い。また、20歳の職権適用については、島で適用前の戸別訪問をすると、島外に住み不在の若者が多い。

市場化テストに関しては、昨年度は電話特例、戸別訪問とも目標をクリア。島では、昨年度まで市場化テスト業者は島外からの通いだったが、今年度からは初めて対馬に専任スタッフが配置され、今後に期待がかかる。

同課では管内自治体との研修会を毎月1回開催。杵岐市・対馬市に関しては各支所の年金担当者にも集まってもらっている。「離島だからこそ研修は大事にしなくてはと思っています」。

お客様の笑顔を見るのが一番の醍醐味

お客様相談室の職員は、本田洋隆お客様相談室長を含め10名。ブースは4つで、1日の相談者数は45人前後。待ち時間は15分未満がほとんどだ。



「他の年金事務所に比べ全体の来客数が少ないので、職員も気持ちに余裕が持てる。それだけ一人ひとりのお客様への対応が丁寧のできるの、長崎北は恵まれた年金事務所だと思います。また、長崎の人は気質が穏やかで、お客様も優しい方が多いですね」(本田室長)。

一方、大変なのは毎月の出張相談のとき。「特に島の場合は2泊3日の出張なので準備する資料等も大量。2、3人のチームで出かけるので、留守中は残った職員で通常のお客様相談や電話対応をこなさなければいけないという苦労もあります」。

お客様対応で心がけているのは、所長が日ごろ言っているのと同じ「お客様に保険として損をさせない」「相談に来たお客様の不安を解消し、笑顔で帰っていただく」ということだ。

「実際、お客様の笑顔を見るのが一番の醍醐味なんです。ほかの職員もみな思いは同じ。お客様のほっとした表情を見て、私たちが『あぁ、よかった』と思いますね」(本田室長)。

ねんきん最前線
市区町村 VOICE

神奈川県小田原市 福祉健康部保険課 国民年金係

日本一の年金広報を自負 機構には是々非々で臨む

小田原市は、戦国時代には北条氏が関東を治めた際の要地として、また、江戸時代には東海道屈指の宿場町として栄え、現在も JR 東海道線や東海道新幹線、小田急線など、6線18駅を持つ交通の要衝地である。国年業務は本庁の国民年金係（正職員3名、臨時職員2名の計5名体制）で対応、市内11支所等でも届出受け付け業務などを行っている。年金に関する情報は的確適時に提供。日本年金機構・年金事務所に対しては是々非々で臨むという姿勢だ。



「3つの目標」

「3つの接客姿勢」を掲げる

小田原市の年金加入状況（平成24年度）を見ると、市の担当する第1号被保険者および任意加入被保険者は合わせて約2万7,532人。高齢化率は高く、1人の高齢者を支える現役世代（生産年齢人口）は国平均では2.60人であるのに対し、小田原市では2.47人と現役世代の負担がより大きくなっている。

「年金関連4法の改正により、公的年金の財政フレームは完成した。いわゆる100年安心年金もできている。今後は、将来世代（現役世代）の負担増を抑制するための『年金財政上の観点』ではなく、個々人の人生や社会全体の就労と引退のバランスの問題に焦点を当てるのが大切だと、小田原市は考えています」と話すのは、国民年金係の吉岡世施夫係長。同係に来て4年目になる。ファイナンシャル・プランナー、心理カウンセラーなど10種類以上の資格を持ち、同係に来てからは年金アドバイザーの資格も取得した。

「年金記録というのはお客様の人生の軌跡。一人として同じ年金記録はこの世に存在せず、お客様が何をされたいのかというニーズを把握して充足するのが私たちの使命です。だから、

私たちは年金に関するコンシェルジュでなければならない。国民年金の第1号被保険者のことだけでなく、国民年金制度全体や厚生年金制度のこと、さらには戸籍や税や、そのほかの社会保障制度も全部理解したうえで案内できるのが理想だと思っています」。吉岡係長が数多くの資格を持つのもそのためだ。

以上のような考えのもと、小田原市国民年金係では、「3つの目標」と「3つの接客姿勢」を掲げてお客様対応をしている。

まず「3つの目標」とは、①国民皆年金制度の維持に努めます、②市民の年金受給権の確保に努めます、③市民の年金受給額の最大化に努めます。

一方、「3つの接客姿勢」は、①おもてなしの心で、お客様を受容します、②お客様のニーズの把握に努めます、③お客様のニーズの充足を図り、お客様へご満足を提供します——だ。

「お客様が発する言葉だけが必ずしもニーズではありません。本当にやってほしいことを的確に言える人は少ないですからね。お客様の言葉や状況を勘案して『こうは言っているけれど、こうしたいんだろうな』という真のニーズを探し出す。その上で、お客様にとっていちばん良いことを提供して差し上げられるようにと、日々業務を遂

行しています」（吉岡係長）。

そして、「お客様に二度足を踏ませない。1回で済ませる」ということも絶対原則としている。準備なく来庁した人に対しても同様だ。申請書類など必要なものを全て記入してもらい、「あとはこの書類が足りないのので、それを入手してから、この封筒に入れて年金事務所に送ってください」と年金事務所宛ての封筒を手渡し、その後のプロセスがどう進むかもひと通り伝えている。これで、再び来庁する必要はなく、1度で事足りる。

もちろん、障害基礎年金の相談だけは1度の来庁では足りず、必要に応じて何回か来てもらうことになるが、「その際も、提出してもらう書類に間違いがないようにと気を付けて対応し、来庁の回数ができるだけ抑えられるよう心がけています」（今年4月より着任の和田芳昌さん）。

なお、年金事務でお客様対応に当たる職員が、自分の現在の暮らしや老後に不安を抱えていたら、いい仕事はできない。そう考えて小田原市の場合は、2名の臨時職員にも社会保険をすべて適用している。

全庁を挙げて年金広報
タウンページにも掲載

年金制度への不信解消には広

報の充実が重要だが、厚生労働省も日本年金機構も広報の十分なチャンネルを持っていない。そこで小田原市では、年金広報に関しては20歳以上のすべての市民が対象だと考え、積極的にやっている。

まず、市の広報で年金について毎月取り上げ、的確適時、情報提供している。「とはいえ、国から情報が来るのは遅いため、官報や衆議院や各省庁のHPを見たりして、自分で情報を引っ張ってきています」(吉岡係長)。

単に情報提供するのではなく、わかりやすく伝えることにも努めている。縦割りの制度のため普通ならバラバラに掲載される情報も、右の〈資料〉のように職員が自分たちでまとめて掲載している。「私たちは、お客様に最初から正しい窓口に行ってくださいことを目指しています。たらい回しをなくすという以前の話。だから厚生年金のことも共済年金のこともすべて広報します」(吉岡係長)。

また、主に転入者に配る市民ガイドでも、年金の情報を3ページに及んで紹介しており、これを読めばライフスタイルに応じて必要な年金手続きがおおよそわかる。この市民ガイドの年金情報は好評で、この3ページとほぼ同じ内容を、今年11月から初めてNTTのタウンページ(小田原市版)にも掲載する。

さらに、転入・転出、出生・死亡、結婚・離婚などの届け出をした人には、年金を含め必要な手続きをまとめた一覧表を、市民課(戸籍住民課)が必ず渡している。「出生されたら障害年金の子加算がある」といった情報も、この一覧表でタイミングよくわかる。また、離婚届を出した場合は、子育て支援課が児童扶養手当関連の書類とともに年金の案内を渡し、障害者手帳

を交付するときには障害福祉課も障害年金の案内を必ずしてくれます。全庁を挙げて年金のフォローをしており、私たちの年金広報は日本一だと自負しています」(吉岡係長)。

的確適時に広報した1例には、昨年10月から始まった後納制度に関するものがある。過去10年分の保険料がまとめて払えるとはいえ、まとまったお金のない人は払えない。社会福祉協議会の生活福祉資金(非課税世帯が利用対象)を年金保険料の後納に使えるかどうか、小田原市が厚労省に問い合わせたところ

「可能」と回答があったため、今年5月に広報した。生活保護のケースワーカーとも連携して対象者の掘り起こし・受給権獲得につなげている。

機構は「お客様10か条」を遵守してほしい

機構との関係では、本来は年金事務所で対応する第2号・3号被保険者に関して、「年金事務所に電話をしたら、市役所でできると言われたので来ました」という間違っただけの問い合わせが数多く市に寄せられるのが問

資料

60歳を過ぎても、公的年金を増やすことができます。

60歳到達により、国民年金第1号および第3号被保険者資格を喪失された方でも、任意に、次の方法で年金受給額を増やすことができます。

詳しくは、お問い合わせください。なお、任意加入には、保険料免除や軽減の措置はありません。

| 方法 | 期限 | 金額 | 備考 | 問い合わせ先 |
|----------------|--------------------------------------|---------------------------------|--|--------------|
| 1 未納保険料の納付 | 納期限から2年以内+老齢基礎年金裁定請求前 | 当時の国民年金保険料 | 納付書がない場合は、年金事務所へ再発行を依頼してください。 | 年金事務所 |
| 2 国民年金の任意加入 | 65歳かつ480月まで+老齢基礎年金裁定請求前 | その年度の国民年金保険料 | 65歳までに300月に満たない場合は、70歳まで加入できます。原則口座振替払。 | 市役所年金事務所 |
| 3 国民年金の付加保険料 | 65歳かつ480月まで+老齢基礎年金裁定請求前 | 400円 | 国民年金の任意加入と合わせて申し込みます。原則口座振替払。 | 市役所年金事務所 |
| 4 国民年金保険料の追納 | 免除・猶予の承認から10年以内かつ老齢基礎年金裁定請求前 | 当時の国民年金保険料+加算金 | 免除・猶予を受けた期間に限りです。 | 年金事務所 |
| 5 国民年金保険料の後納 | 平成27年9月30日まで+納期限から10年以内かつ老齢基礎年金裁定請求前 | 当時の国民年金保険料+加算金 | 過去10年以内の未納に限りです。平成27年9月30日までの特例措置。 | 年金事務所 |
| 6 老齢基礎年金の繰下げ支給 | 66歳到達日から繰下げ請求希望月の前月(70歳)までの間 | 増額率=0.7%×65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数 | ●振替加算は老齢基礎年金と同時に給付されますが、繰下げ支給による増額はされません。 ●65歳になって66歳になるまでの間は他の年金の受給権(遺族年金、障害年金)のあるかたは、繰下げ請求はできません。 ●66歳以降の待機中に他の年金の受給権が発生した場合は、65歳に遡って老齢基礎年金を請求するか、その時点で繰下げ支給の老齢基礎年金を請求するか選択できます。 | 市役所年金事務所 |
| 7 国民年金基金の加入 | 65歳かつ480月まで+老齢基礎年金裁定請求前 | 申込口数に応じ最大月額68,000円まで | 国民年金の任意加入と合わせて申し込みます。付加保険料は、1口目の保険料に含まれています。職能型基金がある方は、職能型へ加入します。 | 神奈川県国民年金基金など |
| 8 厚生年金の加入 | 70歳まで。加入月数の上限なし | 所定の保険料労使折半 | 厚生年金適用事業所で勤務時間週30時間以上。老齢年金受給中でも加入できます。本人65歳までは、60歳未満の配偶者を第3号被保険者にできます。 | 事業主 |
| 9 厚生年金の任意加入 | 80歳かつ300月まで | 所定の保険料使用者全額 | 厚生年金が適用されていない事業所に勤務する70歳未満の方、または厚生年金適用事業所に勤務する70歳を超える方。 | 年金事務所 |

題だ。「年金事務所の言う説明がわからない」「年金事務所に何度電話してもつながらない」と市に電話をしてくる人も多い。

吉岡係長は、「機構の職員は『お客様10か条』も遵守してほしい。お客様に対してウソをつかず、自分の言ったことには責任を持ってほしいですね」と話す。また、ねんきんダイヤルのオペレーターには、熟達者を配置してほしいと願う。「電話相談の窓口は本来、相手の顔やしぐさ、表情が見えないからこそベテランを置くもの。安易に派遣労働者を雇い、マニュアルを読ませて、わからないと『市役所に聞いて』ではいかがなものか。そのマニュアルも、むしろ公開したほうが便利でしょう」。

もう一つ危惧されるのが、年金生活者支援給付金について。「今の機構の人員・現状で果たしてできるのか。このままやれば既存業務にますます支障が生じるのでは。機構には身の丈に合った業務の受託をしてほしいと思います」(同)。

機構でやれることは機構で 是々非々の対応を

社保庁から機構になり、市役

所と機構との関係は「協力・連携」の水平方向の関係になった。市役所から年金事務所への書類のやりとりも、下から上への「進達」ではなく、「送付」と呼ぶべきところだ。しかし、年金事務所の職員のなかにはいまだに「進達してください」と市役所職員に言ってくる人もいる。

「私たち小田原市は、年金事務所・機構を上級行政庁とは思っていません。制度上も『協力・連携』の関係ですから。といっても実際は、市役所が年金事務所に協力・連携してもらわないといけな仕事というのは何もなく、年金事務所からの依頼ばかりです。それで、小田原市は機構に対しては『是々非々』で臨んでいます。機構でやるべきこと・やれることは機構でしっかりやってくださいということ。逆に市が行う法定受託事務については、少なくとも小田原市は完璧にこなしています。協力連携事務についても、市民の利益になることは、費用対効果を勘案して是々非々で対応しています」(吉岡係長)。

だから小田原市では、機構の事務の代行などは拒否し、電子媒体による関係届けの提出もやるつもりは全くない。「電子媒体入力

は機構の事務が軽減されるだけ。もしデータの入力に不備などあれば市に責任が及ぶことが必至。市は機構の下請け機関ではないので、尻拭いのような仕事は一切やりません。もちろ

ん、法定されたことであればきちんとやります」(同)。

機構がやるべきこと・やれることは機構にやってもらうことが、機構を育てることにものとも小田原市では考えている。

マイナンバー施行以後 窓口は金融機関に委託できる

このほか、将来の年金事務のあり方について、吉岡係長はあくまで自身の私案として、以下のように考えている。

まず、マイナンバー法が施行された場合、「就職した」「退職した」という適用情報は機構でも完全に捕捉できるため、市役所での適用の関係届け出は要らなくなり、機構が即時職権適用できると考えられる。

免除の勧奨についても、マイナンバーで所得情報を機構が自分で把握できるので、市場化テスト業者など使わずに機構が独自にできる。免除の希望手続きも、ホームページ上から電子メールで送れるようにすれば、お客様は市役所にも年金事務所にも行かずにスムーズにできる。

そうして市役所の国民年金窓口が要らなくなると、こんどは莫大な事務費交付金が浮く。その事務費交付金を使い、請求窓口を金融機関に委託する。

「金融機関の窓口は、郵便局、農協、漁協なども含めると全国に3万件以上あり、市役所よりも断然多い。離島のように、年金事務所も市役所もない地域に住む人たちも、農協や漁協など身近なところでいくらでも年金相談できるようになる。金融機関の人たちは年金アドバイザーの資格も持っているのです、対応できると思います」。



(左から) 和田さん、吉岡係長、藤澤課長、興津さん、吉澤さん

(小田原市からのお願い) 国民年金係は小所帯で、日々ぎりぎり仕事で回しているため、お客様への対応で手いっぱいです。勝手を言って申し訳ありませんが、自治体の皆様の視察はご遠慮くださいますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。